

# 交通安全情報

## 安全運転管理者による運転者の運転前後の酒気帯びの有無の確認が義務化



業務中の「飲酒運転事故」は、企業経営をゆるがす重大な脅威となります。

これまでは、\*安全運転管理者選任事業者は運転前において飲酒の有無を確認しなければなりませんでした。運転後の酒気帯びの有無、確認内容の記録は義務付けされていませんでした。

昨年6月に千葉県で発生した小学生児童が多数死傷する交通事故の検証を踏まえ、下記のとおり、道路交通法施行規則が一部改正され、安全運転管理者の業務として運転前後の酒気帯びの有無の確認等が新たに設けられることになりました。

また、10月1日以降は「アルコール検知器」を用いた酒気帯びの確認等が義務化されます。改正の施行以降に安全運転管理者がこの新しい業務を行わなかった場合、処罰や処分の対象になる可能性がありますので注意しましょう。

- 令和4年  
4月1日施行

**運転前後の運転者の状態を目視等で確認**することにより、  
運転者の酒気帯びの有無を確認すること

**酒気帯びの有無について記録し、  
記録を1年間保存**すること
  
- 令和4年  
10月1日施行

運転者の酒気帯びの有無の確認を、  
**アルコール検知器\*を用いて行う**こと

\*呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器

アルコール検知器を **常時有効に保持** すること



※ **安全運転管理者選任事業所**とは  
一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。乗車定員が11人以上の自動車1台以上または、その他自動車5台以上を使用する場合はこれに該当します。（50ccを超える自動二輪車は1台を0.5台として計算）

安全運転管理者の制度に関するご不明点は静岡県警のホームページをご覧ください。か牧之原警察署（☎0548-22-0110）へお問い合わせください。